

平成31年4月3日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

平成30年(行コ)第119号 大東市灰塚配水ポンプ室談合損害賠償等請求控訴事件

原審・大阪地方裁判所平成28年(行ウ)第84号

口頭弁論終結日 平成31年1月18日

判 決

大阪府大東市泉町2丁目7番18号

控訴人(原告) 光 城 敏 雄

同所

控訴人(原告) 光 城 民 雄

上記2名訴訟代理人弁護士 井 上 善 雄

同 豊 島 達 哉

同 西 川 満 喜

大阪府大東市灰塚4丁目1番1号

被控訴人(被告) 大東市上下水道事業管理者

松 本 剛

同訴訟代理人弁護士 俵 正 市

同 寺 内 則 雄

大阪府大東市諸福5丁目14番2号

被控訴人補助参加人 株式会社新田工務店

同代表者代表取締役 新 田 正 彦

同訴訟代理人弁護士 提 中 良 則

主 文

1 本件各控訴をいずれも棄却する。

2 控訴費用及び補助参加によって生じた費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が、松本剛、株式会社三住建設、被控訴人補助参加人株式会社新田工務店、岡本建設株式会社及び富田建設株式会社に対し、それぞれ2541万2832円の支払請求を怠ることが違法であることを確認する。
- 3 被控訴人は、松本剛、株式会社三住建設、被控訴人補助参加人株式会社新田工務店、岡本建設株式会社及び富田建設株式会社に対し、それぞれ2541万2832円及びこれに対する平成28年4月5日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 4 被控訴人が、松本剛及び株式会社三住建設に対し、それぞれ2541万2832円の支払請求を怠ることが違法であることを確認する。
- 5 被控訴人は、松本剛及び株式会社三住建設に対し、それぞれ2541万2832円及びこれに対する平成28年4月5日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 6 訴訟費用及び補助参加によって生じた費用は、第1、2審を通じ、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 事案の骨子（以下において、略語は、原判決の例による。）

本件は、大東市の住民である控訴人らが、同市の設置する水道事業の管理者である被控訴人を相手に、地方自治法242条の2第1項3号及び4号に基づき、

- (1) 大東市水道局が実施した灰塚配水場ポンプ室築造工事（本件工事）に係る事後審査型制限付一般競争入札（本件入札）において、本件入札に参加した株式会社三住建設（三住建設）、被控訴人補助参加人株式会社新田工務店（補助参加人）、岡本建設株式会社（岡本建設）及び富田建設株式会社（富田建設）が三住建設を受注予定者とする談合を行ったため、適正な競争入札が行われた場合の代金額に比してより高額となる請負契約（本件原契約）が

締結され、大東市が上記代金額との差額に相当する 254.1万2832円の損害を被り、三住建設ら4社に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、被控訴人がその行使を違法に怠っていると主張して、被控訴人が三住建設ら4社に対し上記損害賠償請求権の行使を怠ることが違法であるとの確認を求めるとともに（請求1）、被控訴人に三住建設ら4社に対する上記損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を請求するよう求め（請求2），

(2) 本件入札実施当時、大東市水道事業管理者職務代理者であった松本剛（松本）が、三住建設ら4社による談合を知り、あるいは知り得たにもかかわらず、適正な一般競争入札が行われた場合の代金額に比してより高額となる本件原契約を締結したことにより、大東市が上記代金額との差額に相当する 254.1万2832円の損害を被り、松本に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、被控訴人がその行使を違法に怠っていると主張して、被控訴人が松本に対して上記損害賠償請求権の行使を怠ることが違法であるとの確認を求めるとともに（請求3）、被控訴人に松本に対する上記損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を請求するよう求め（請求4），

(3) 松本が、本件工事に係る設計書から一部の工事費用の積算が漏れていたことを知っていたのにこれを放置したまま本件入札を実施し、本件原契約を締結した上、随意契約によることができる場合に該当しないのに随意契約の方により変更契約を締結し、上記工事費用相当額を増額した請負代金を支出したという一連の不法行為により、大東市が 254.1万2832円の損害を被り、松本に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、被控訴人がその行使を違法に怠っていると主張して、被控訴人が松本に対して上記損害賠償請求権の行使を怠ることが違法であるとの確認を求めるとともに（請求5）、被控訴人に松本に対する上記損害賠償金及びこ

れに対する遅延損害金の支払を請求するよう求め（請求6），

(4) 三住建設が、本件工事全体の費用を積算した金額で本件入札に応札し、落札するに至ったのに、本件原契約及びこれを変更する契約を締結したことにより、本件工事のうち一部の工事に係る費用を上乗せした請負代金の支払を受けたという一連の不法行為により、大東市が2541万2832円の損害を被り、三住建設に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、被控訴人がその行使を違法に怠っていると主張して、被控訴人が三住建設に対して上記損害賠償請求権の行使を怠ることが違法であるとの確認を求めるとともに（請求7），被控訴人に三住建設に対する上記損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を請求するよう求めた（請求8），

住民訴訟の事案である。

前記「第1 控訴の趣旨」の2項は請求1及び3に係る控訴の趣旨、同3項は請求2及び4に係る控訴の趣旨、同4項は請求5及び7に係る控訴の趣旨、同5項は請求6及び8に係る控訴の趣旨であり、3項及び5項の遅延損害金の起算日は被控訴人に対する本件訴状送達の日の翌日である。

原審は、上記の控訴人らの請求のうち、請求3ないし8に係る訴えを却下し、その余の請求を棄却したため、控訴人らは、これを不服として、本件控訴を提起した。なお、原審では、控訴人らのほかに相原告3名がいたが、同人らは控訴していない。

2 前提事実

前提事実（当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要等」の2（原判決5頁18行目から同12頁11行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決6頁20行目の「乙1」の次に「、乙38、被控訴人本人」を加え

る。

- (2) 原判決8頁9行目の「過去10年間」の前に、「特定建設業の許可を受けていること、監理技術者を当該工事に配置できること、」を加える。
- (3) 原判決9頁25行目の「工事を延長する契約」の次に「(平成27年3月24日まで)」を加える。
- (4) 原判決10頁7行目の「資料」の次に「(入札結果一覧表、振込明細書及び工事請負契約関係記録として、本件原契約書や本件変更契約書等(甲1, 甲8の1, 2))」を加える。
- (5) 原判決12頁11行目の「顕著な事実」を「記録上明らかな事実」に改める。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

争点及びこれに関する当事者の主張は、後記4のとおり当審における控訴人らの補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要等」の3及び4(原判決12頁12行目から同25頁21行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 当審における控訴人らの補充主張

(1) 請求3ないし6について

控訴人らは、本件原契約の締結、本件変更契約の締結、これに基づく支出命令及び支出が不法行為に当たるとして、被控訴人が松本に対して損害賠償請求をしないという怠る事実の違法確認と上記不法行為に基づく損害賠償を求めるものであるところ、本件原契約締結に関する損害は、同契約が履行され、大東市から建設業者に対して請負代金が支払われることによって発生ないし確定するのであって、契約が全て履行されるまでは市に損害が発生するか否かは未確定である。したがって、請負代金が最終的に支払われた平成27年4月8日から1年以内に監査請求をすることができると解するのが相当であって、平成28年1月8日に行われた本件監査請求は監査請求期間を徒

過したものではない。

(2) 請求 3 及び 4 について

控訴人らが、平成 27 年 2 月 27 日に入手した本件入札及び本件原契約の締結に関する資料は、入札起案や工事請負契約書等であって（甲 8 の 1, 2），これら資料のみを相当の注意力をもって調査しても、相応の根拠をもって監査請求をするに足りる程度に、松本が談合の存在を知りながら本件原契約を締結した等の行為の存在及び内容を知ることができたとは到底いえない。

(3) 請求 5 及び 6 について

ア 控訴人らが、平成 27 年 2 月 27 日に入手した本件入札及び本件原契約の締結に関する資料は、入札起案や工事請負契約書等であって（甲 8 の 1, 2），これら資料には、変更契約の存在や内容等についての記載はないから、相当の注意力をもって調査しても客観的に見て相応の根拠をもって主張することができる程度に、松本が一部の工事費用の積算が漏れていたことを知っていたのにこれを放置したまま本件入札を実施して本件原契約を締結した行為の存在及び内容を知ることができたとは到底いえない。

イ また、原判決は、本件変更契約締結、本件支出命令及び本件支出に係る主張について、出訴期間を徒過したと判示したが、本件訴訟の審理の中で本件変更契約の内容が被控訴人によって徐々に明らかにされ、本件変更契約の内容とされているものが実は本件原契約の設計図中に既に記載されている工事であることが判明したことから主張することができたのであり、本件変更契約、本件支出命令及び本件支出は本件原契約とは別の不法行為ではないから、これらに係る不法行為の主張が出訴期間を徒過したとすることはできない。

(4) 請求 7 及び 8 について

控訴人らは、三住建設が本件入札に応札、落札し、本件原契約及び本件変

更契約を締結して請負代金を支出させた一連の行為が不法行為に該当すると主張するものであるから、監査請求時から三住建設が不法不当な契約を締結することにより不法不当な請負代金を得たこと、すなわち本件工事のうち一部の工事に係る費用を上乗せした請負代金の支払を受けたという不法行為までを問題としていたと解することができる。控訴人らは上記の一連の行為を問題にしているのであるから、請求7及び8は監査請求の内容として含まれており、監査請求前置の要件を満たしている。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、請求3ないし8に係る訴えについては却下し、その余の請求は棄却すべきであると判断するが、その理由は、次のとおり補正し、また、後記2のとおり、当審における控訴人らの補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1及び2（原判決25頁23行目から同43頁24行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決33頁21行目の末尾を改行し、「（なお、控訴人らは、控訴審において、本件入札から本件支出までの一連の行為を全体として一個の不法行為であると主張し、これら一連の違法行為に対する監査請求期間の始期及び住民訴訟の出訴期間は、本件支出がされたとき及び本件原契約についての違法を理由に住民訴訟を提起したときを基準とすべきであると主張する。しかし、公金の支出は、具体的には、支出負担行為（支出の原因となるべき契約その他の行為）、支出命令及び支出という一連の行為として行われたものではあるが、それぞれが互いに独立した財務会計上の行為であるから、これらの行為は、別々に監査請求の対象事項となるものである（地方自治法242条2項本文。最高裁判所平成14年7月16日第三小法廷判決・民集56巻6号1339頁参照）。）」。そうである以上、本件原契約の締結、本件変更契約の締結、これに基づく支出命令及び本件支出を全体として一個の不法行為で

あるとの主張に基づいて、監査請求の起算日を本件支出が完了した日であるとし、本件訴訟における本件原契約の締結が不法行為であるとする当初請求には、本件変更契約の締結、本件支出命令及び本件支出が不法行為であるとの申立てが当然に含まれるとする控訴人らの主張はそれ自体理由がなく採用することはできない。」を加える。

- (2) 原判決36頁26行目の「市民会館」を「市民会館2階ホール増築他建築工事」に改める。
- (3) 原判決41頁21行目の「関わらずに」の次に「平成26年11月18日に」を加える。

2 当審における控訴人らの補充主張について

- (1) 補充主張(1)（請求3ないし6）について

控訴人らは、本件原契約締結に関する損害は、契約が履行され、大東市から建設業者に対して請負代金が支払われることによって発生ないし確定するから、契約が全て履行されるまでは市に損害が発生するか否かは未確定であり、したがって、請負代金が最終的に支払われた平成27年4月8日より1年以内に監査請求をすべきと解するのが相当であって、平成28年1月8日に行われた本件監査請求は監査請求期間を超過したものではないと主張する。

しかし、前記説示のとおり、地方自治法242条2項は、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときはこれをすることができないと定めており、同条項の法的安定性を図る趣旨からすれば、本件原契約締結（債務負担行為）の違法を主張する監査請求は、同契約締結の日（平成25年10月15日）を起算点とすべきであって、請負代金が最終的に支払われた平成27年4月8日より1年以内に監査請求をすべきとする控訴人らの主張は採用できない。

- (2) 補充主張(2)（請求3及び4）について

控訴人らは、平成27年2月27日に入手した入札起案や工事請負契約書

等からは、相当の注意力をもって調査しても、相応の根拠をもって監査請求をするに足りる程度に、松本が談合を知りながら本件原契約を締結した等の行為の存在及び内容を知ることができたとは到底いえない旨を主張する。

しかし、前記1において原判決を引用して認定説示したとおり、控訴人らが本件監査請求をするに至った経緯に照らせば、控訴人らが本件入札等に関する資料を取得した上記日から合理的な期間内には、本件入札における談合の存在について相応の根拠をもって主張することができる程度に上記のような調査・検討を終えることができたはずであり、上記日から10か月以上が経過していた本件監査請求時点（平成28年1月8日の時点）においては、控訴人らが本件監査請求をするに足りる程度に本件原契約の内容を知ることができたと解される時から相当な期間が既に経過していたといわざるを得ない。

そうである以上、控訴人らの主張は採用できない。

(3) 補充主張(3)ア（請求5及び6）について

控訴人らは、平成27年2月27日に入手した本件入札及び本件原契約に関する資料は、入札起案や工事請負契約書等にすぎず（甲8の1、2），これら資料には、変更工事の存在、原工事及び変更工事の内容等についての記載はないから、これらの資料を相当の注意力をもって調査しても客観的に見て相応の根拠をもって主張することができる程度に、一部の工事費用の積算が漏れていたことを松本が知っていたのにこれを放置したまま本件入札を実施して本件原契約を締結した等の行為の存在及び内容を知ることができたとは到底いえない旨主張する。

確かに、控訴人らが平成27年2月27日に入手した資料は、本件原契約の契約書及び入札に関する資料であり（控訴人らは、平成28年12月5日に、平成25年灰塚配水場ポンプ室築造工事における変更追加工事の起案書、設計委託の契約書など一件書類等の公開を求めている（甲9の2）。），監

査請求時点では、変更契約書は入手していなかったものといえる。しかし、本件原契約締結に係る不法行為性を指摘するには、本件原契約書が開示されることによってその内容（一部の工事費用の精算が漏れていた事実を含む。）を知ることができたのであるから、本件原契約書が開示された時をもって住民監査請求をすることができる程度にその行為の存在及び内容を知ることができたということができる。そして、本件変更契約書等の他の書類もあれば、本件原契約書と対比することにより本件原契約の問題点に気づきやすくなるというメリットのあることは否定できないが、既に本件監査請求において「二度にわたる変更契約」と指摘するように変更契約の存在を把握していたのであるから（甲1），相当の注意力をもって調査することにより、本件原契約書だけからも上記問題点を読み取ることができなくはないのであって、本件変更契約書を入手していなかったことをもって、上記の判断を左右しない。

控訴人らの主張は採用できない。

(4) 補充主張(3)イ（請求5及び6）について

本件変更契約等についての違法を主張する点については、前記1において原判決を引用して認定説示したとおり（原判決第3の1(2)イ），本件訴えのうち、本件変更契約の締結、本件支出命令及び本件支出がそれぞれ不法行為に該当することを前提に、被控訴人が松本に対する当該各不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象とする部分については、出訴期間を徒過してされたものであり、不適法であるから、その実質判断を求める控訴人らの主張は採用できない。

(5) 補充主張(4)（請求7及び8）について

控訴人らは、監査請求において不法不当な契約を締結した（談合）と主張しているのであるから、それは当然に三住建設が不法不当な契約締結（本件工事のうち一部の工事に係る費用を上乗せした請負契約の締結）により不法

不当な請負代金を得たことまでを問題としている旨主張する。

しかし、前記1において原判決を引用して認定説示したとおり（原判決第3の1(3)），本件監査請求においては、三住建設による上記の行為が不法行為に該当する旨の指摘はなく、本件監査請求においてその対象に含まれていったものであると認めることはできない。

控訴人らの主張は採用できない。

第4 結論

以上によれば、控訴人らの請求のうち、請求3ないし8に係る訴えについては却下し、その余の請求は理由がないから棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件各控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第13民事部

裁判長裁判官

木 納 敏 和

裁判官

山 本 善 彦

裁判官

木 上 寛 子

これは正本である。

平成 31 年 4 月 3 日

大阪高等裁判所第 13 民事部

裁判所書記官 篠 田 洋

